

クラスター弾に関する条約

条約の目的

クラスター弾の使用、生産等を禁止し、貯蔵弾の廃棄を義務付けるとともに、国際的な協力の枠組みの構築等について規律することにより、クラスター弾がもたらす人道上の懸念に効果的に対処する

経緯

- イラク、コソボ、アフガニスタン、レバノン等で使用されたクラスター弾及びその不発弾が文民に大きな被害をもたらしたことから、クラスター弾の国際的な禁止・規制に向けた動きが高まる
- 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおける進展を不十分とする諸国及び非政府団体が主導し、一連の国際会議における議論を経て(いわゆる「オスロ・プロセス」)、2008年5月に開催されたダブリン会議(アイルランド)において、我が国を含む107か国によるコンセンサスによって採択。我が国は、2008年12月3日のオスロ(ノルウェー)における署名式にて署名(2009年2月現在、署名国数95か国)



意義 クラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの見地から重要

条約の内容

- ①クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲並びにそれらの活動への援助等の禁止
- ②原則8年以内での貯蔵弾の廃棄
- ③クラスター弾の被害者に対する援助
- ④非締約国との間での一定の軍事的な協力及び軍事行動は認められる

我が国について発効した場合、自衛隊の保有するすべてのクラスター弾を即時運用停止し、原則8年以内に廃棄することが必要

➡クラスター弾の規制による機能欠落の影響を極小化するため、自衛隊では、精密誘導能力を有する装備品を整備予定

